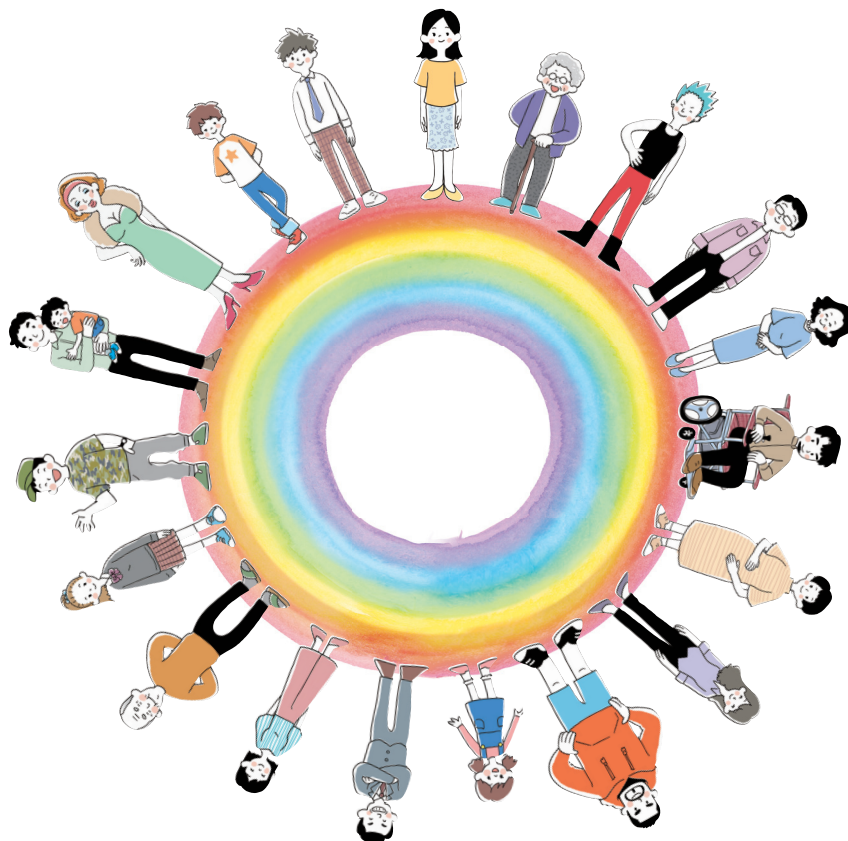


# 国立市 女性と男性及び多様な性の 平等参画を推進する条例について

一人ひとりが 性別にかかわらず 自分らしく



国立市は、性別にかかわらず、すべての人が自分らしく  
地域で暮らすことができる社会を築くため  
「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」  
を制定しました。

平成 30(2018) 年 4 月 1 日施行

# 女性と男性と多様な性

女性と男性の多様な性の平等という言葉について、『もう男女平等になっているのでは?』『多様な性って何?』又は『自分には関係ない』と感じる人もいるかもしれません。実はとても身近なことなのです。



## 多様な性とは・・・

性のあり様にはいわゆる「からだの性」だけでなく、「性自認」と「性的指向」もあります。性自認とは、からだの性とは関係なく自分自身をどのような性別だと思っているかです。性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかです。

## 性的指向と性自認の公表・・・

性的指向と性自認の公表は、個人の権利です。公表するか又はしないかの選択は本人が決めることであり、他の人が公表を強制又は禁止してはなりません。このため、本人の意思に反して、勝手に性的指向や性自認を誰かに言ったりしてはいけません。

## 性別にまつわる身近な問題について・・・

- 例えば 家庭で・・・配偶者やパートナーから暴力(DV・デートDV)を受けている・「男は仕事」「女は家庭」といった役割を押し付けられている
- 学校で・・・自分の性の悩みを相談できない、「男の子らしさ」や「女の子らしさ」が本人の個性より優先される
- 職場で・・・上司からセクハラやマタハラを受けている、女性が管理職になりにくい、育児休業休暇を取れない
- 地域で・・・避難所に更衣室や授乳スペース等がない、性別を理由にアパートへの入居を拒否される

このように、女性と男性と多様な性に関しては、家庭や学校、職場、地域など日常生活のさまざまな場面で誰しもに関わりがあるテーマです。

## 市、市民、事業者、教育関係者が共に取り組む

条例では、市、市民、教育関係者、事業者等のそれぞれの責務を定めています。

市民とは、国立市内に住む人だけでなく、市内で働く人、市内の学校に通っている人、その他の活動をする人を含みます。

国立市内の会社や事務所で働く人や、学校や公民館などで教育にかかわる人など、国立市にかかわっている多くの人々が協力して一緒に取り組むことで、さまざまな生活の場面での課題の解決をめざします。

## 苦情や相談の申し出

市が実施している女性と男性及び多様な性に関する施策について、市に対して苦情や意見を申し出ることができます。ご意見等について、市は必要に応じて国立市男女平等推進市民委員会の意見を聴き、適切に対応をしていきます。

# 国立市で学び、暮らし、働き、集う、 すべての人のための条例です

## 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（抜粋）

### （目 的）

第 1 条 この条例は、男女平等参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにし、並びに市の施策の基本的事項等を定めることにより、市の男女平等参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人が、性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

第 3 条 市、市民、教育関係者及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画を推進する。

- （1） 性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、全ての人が、個人として尊重されること。
- （2） 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。
- （3） 全ての人が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- （4） 全ての人が、性別にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- （5） 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じた男女平等参画意識の形成に向けた取組が行われること。
- （6） 全ての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域における活動の調和の取れた生活を営むことができること。
- （7） 全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- （8） 性別による差別的取扱い及び複合差別を理由として、困難な状況に置かれている人を支援するための取組が行われること。
- （9） 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

### （禁止事項等）

第 8 条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別その他性別に起因するいかなる人権侵害も行ってはならない。

- 2 何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。
- 3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別に起因する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

### （苦情又は相談への対応）

第 18 条 市民、教育関係者及び事業者等は、市が実施する男女平等参画に関する施策に係る苦情又は相談があるときは、その旨を市に申し出ることができる。



# 条例の特徴

1

## 性的指向と性自認について定義しています

性別について、従来の女性と男性の二分でなく、好きになる相手の性別（性的指向）や自分の性に対する認識（性自認）について定義しています。



2

## 性的指向と性自認等の公表の自由は個人の権利としています

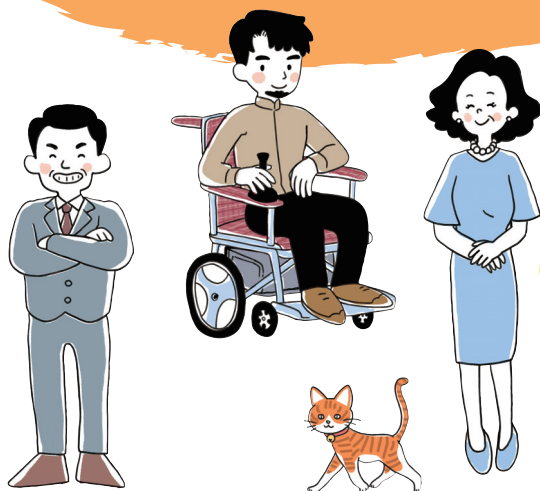
性的指向、性自認を公表するかしないか（カミングアウト）の選択は個人の権利です。他の人が本人の意思に反して勝手に公表（アウティング）をしてはいけません。



3

## 複合差別に対する支援

性別に加えて、しょうがいがあることや生まれ育った環境、外国にルーツがあることなど、さまざまな理由により差別を受け、特に困難な状況におかれている人へ支援をします。



## 市職員が LGBT バッジを着用しています



◀職員が着用している  
LGBT バッジ

国立市では、多様な性を理解し、LGBT についての正しい知識と対応の学ぶための職員研修を行っています。研修を受けた市の職員および市議会議員は、LGBT バッジ(右上)を着用しています。LGBT についてのご相談やお悩みがあれば、LGBT バッジを着用している職員に安心して声をおかけください。

※LGBT：【L】レズビアン（女性同性愛者）・【G】ゲイ（男性同性愛者）・【B】バイセクシュアル（両性愛者）・【T】トランスジェンダー（からだと心の性に不一致を感じる人）の頭文字を取った総称です。LGBT の当事者は国内人口の 7.6% いる（※）とされています。  
（※）2015 年電通ダイバーシティ・ラボ調べ

## 4

### 教育関係者の責務

女性と男性及び多様な性についての考え方は、子どもの頃から周囲の影響を大きく受けます。生涯を通じて、女性と男性及び多様な性の平等について学ぶ機会が得られるように、教育関係者の責務を定めています。



## 5

### 女性のエンパワーメントの推進

女性が本来持っている力をさまざまな場所で発揮できる社会をめざし、女性のエンパワーメントを推進していきます。

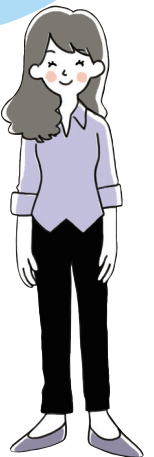
\*エンパワーメント：その人の本来持つ能力を発揮できるようにすること。



## 6

### 「くにたち男女平等参画ステーション」を拠点施設とします

女性と男性と多様な性の平等参画を推進するための拠点施設として、平成30年5月に国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」内に「くにたち男女平等参画ステーション」を開設します。



### 条例のステッカーを配布しています

この条例を応援し、推進していただける市民の皆さま、事業者の皆さまにステッカーを配布しています。店頭やデスクなど様々な場所に貼ってご使用いただけます。



# くにたち男女平等参画ステーション

JR 国立駅高架下にある、国立市と国分寺市の共同市民利用施設「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」内に、「くにたち男女平等参画ステーション」を開設します。

この施設は、女性と男性及び多様な性の平等をめざした施設です。

## 相談事業

### 総合相談

健康や家庭、暮らし、仕事など、自分らしく生きていくうえでの課題について、専門スタッフが伺います。男性からのご相談もお受けしています。

### 専門相談

カウンセラーや弁護士、性別に関する相談など、専門家が相談をお受けします。また、総合相談より、おつなぎすることもあります。

## イベント・講座など

市民の皆さまが求めるものや、社会情勢に応じたイベントや講座などを実施し、男女平等参画についての周知に努めます。

## 情報発信

男女平等参画に関する情報について、専用ホームページやSNSを活用し、情報発信を行います。

## その他

男女平等に向けた市民や企業との相互交流のサポートほか、地域における課題を抽出し、各事業に反映させていきます。あわせて、市民の皆さまからのご意見やアイデアを積極的に取り入れる工夫も行っています。

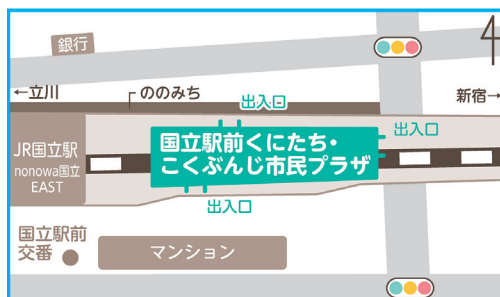
## 開館時間

|         |            |
|---------|------------|
| 月～金曜日   | 午前10時～午後7時 |
| 土・日曜・祝日 | 午前9時～午後5時  |

## 休館日

 年末年始（12月29日～1月3日）

## 利用対象

 市内在住・在勤・在学の方、または市内で男女平等参画の実現のために活動している企業・団体など

問合せ先 国立市政策経営部市長室 平和・人権・ダイバーシティ推進係

〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1 電話 042-576-2111(代) ファクス 042-576-0264